



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

定年後の再雇用時における給与の引き下げに関する最高裁判例（R5.7.20）及び10月1日に施行される消費者裁判手続特例法の概要をご紹介します。

## ◇最高裁判例紹介～定年後再雇用と給与引き下げ～

令和5年7月20日、定年後の再雇用の際に基本給与や賞与が引き下げられたことが違法か否かについて、最高裁が判断を示しましたのでご紹介します。

### 1. 事案の概要

自動車教習所の教習指導員の業務に従事していたXらは、60歳の定年退職後、期間を1年とする有期労働契約を締結し嘱託職員となったところ、教習所が定める嘱託規程に基づき支給された基本給与及び賞与は、**定年退職前の半額以下**であったことから、かかる報酬の相違が**労働契約法20条に違反するものであるとして損害賠償を求めた。**

### 2. 控訴審判決の要旨

定年退職の前後を通じて業務の内容、責任の程度及び職務の内容に相違がないにもかかわらず、勤続短期正職員の基本給与及び賞与の額をも下回っており、労働者の生活保障の観点からも看過しがたいことなどに鑑みると、退職時の60%を下回る額は労働契約法20条に反する。

### 3. 判決の要旨

本件では、勤続年数による基本給与の差異が大きくないため、職務給としての性質を有するものとみる余地があり、他方、基本給与に功績給が含まれていたことに照らせば職能給とみる余地があるが、定かではない。嘱託職員は役職に就くことが想定されず、**嘱託職員としての基本給与が正職員の基本給与とは異なる性質や目的を持つものとして評価することができるが、原審はこれを十分に評価していない上、労使交渉の経緯に関しても十分に考慮していないから、労働契約法20条の解釈を誤った違法がある（原審破棄差戻し）。**

### 4. コメント

最高裁は、正職員と退職後の嘱託職員の給与及び賞与の差異について、たんに金額の差に着目することなく、**給与の性質を評価すべきであり、さらに労使交渉の経緯についても斟酌した上で労働契約法20条に違反するか否か判断すべきである旨**を示しましたので、退職後の給与は、十分にこれらを検討した上、労使交渉を行いつつ、丁寧に定める必要があるといえるでしょう。

## ◆消費者契約法・消費者裁判手続特例法の改正

本紙72号において、消費者契約法の改正内容についてご説明しましたが、本号では、消費者裁判手続特例法の改正について解説したいと思います。

### 1. 消費者裁判手続の概要

現行法上、消費者の被害を集団的に回復するための訴訟制度が設けられていますが、同訴訟は、

①**事業者の責任を確定する手続（共通義務確認訴訟）**と、②**事業者が誰にいくら支払うかを確定す**

**る手続（簡易確定手続）**の2段階に分かれています。

### 2. 改正法の概要

#### (1) 対象範囲の拡大

現行法では、共通義務確認訴訟において賠償の対象となる損害に精神的損害は含まれていませんでしたが、今回の改正によって、次の場合には、**慰謝料の賠償を請求できることと**されました。

①**基礎的事実関係が相当多数の消費者について共通すること**

②-1) **財産的損害と併せて請求される場合か、**  
-2) **事業者の故意によって生じた場合**

また、対象となる被告に事業者以外の故人も含まれることになりました。

#### (2) 和解の早期柔軟化

現行法下では、共通義務確認訴訟の段階で和解を成立させることのできる場面が限定されていましたが、改正法は、**現行法より幅広い種類の和解**をすることを認めました。これにより、より早期・柔軟な紛争解決が期待されます。

#### (3) 消費者への情報提供の充実

**共通義務確認訴訟において事業者の責任が認められた場合、或いは和解金の支払い義務を負うことが確認された場合、当該事業者は、消費者への通知を義務付けられることになりました。**

その他、消費者の氏名等の情報開示が早期に行われるための規定が設けられ、行政が公表する情報の範囲が拡充されました。

#### (4) 特定適格消費者団体の負担軽減

訴訟を担当する特定適格消費者団体をサポートするため、新たに「**消費者訴訟等支援法人**」に関する規定が設けられました。同法人は、団体から**消費者への情報提供や、金銭の管理等を受託する等して、団体の事務負担の軽減**を図ります。

(弁護士友成、弁護士門屋)

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

## ◆酒税法改正（令和5年10月・財務省）

現在、ビール系飲料においては、ビール、発泡酒、第3のビールでそれぞれ酒税額が異なりますが、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、**令和8年10月に350mlあたりにかかる税率が統一される予定**です。その一環として段階的な酒税法の改正が行われ、**ビール1缶あたりの酒税は63.35円まで引き下げられ、発泡酒は46.99円で現状維持、第3のビールが発泡酒と同じ46.99円に引き上げられます。**よって、ビールの値段は下がり、発泡酒の値段は上がる傾向になりそうです。